

議案第 9 号

日野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日野町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町職員の給与に関する条例の改正が必要な理由と概要

- 1 背景及び趣旨
行政職給料表級別職務分類表について、所要の改正を行う。
- 2 改正内容
4級の職務の内容に課長補佐を追加する。
- 3 附則
平成31年4月1日から施行する。

日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第3条関係)行政職給料表級別職務分類表		別表第2(第3条関係)行政職給料表級別職務分類表	
職務の級	職務の内容	職務の級	職務の内容
略		略	
3級	係長、所長補佐、副主幹、保育副主幹、主任保健師又は主任管理栄養士の職務	3級	係長、所長補佐、副主幹、保育副主幹、主任保健師又は主任管理栄養士の職務
4級	室長、主幹、保育主幹、 <u>所長又は課長補佐</u> の職務	4級	室長、主幹、保育主幹 <u>又は所長</u> の職務
略		略	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。